

運事第9320号  
23.8.1

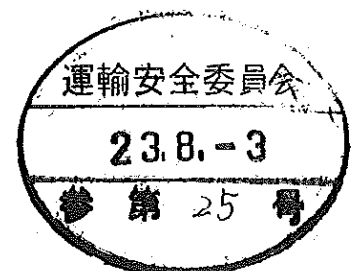
運輸安全委員会事務局参事官 殿

防衛省運用企画局事態対処課長

コンテナ船CARINA STAR護衛艦くらま衝突事故に  
係る意見について (回答)

標記につき、別紙のとおり回答します。

関連文書：運委参第147号(平成23年6月24日)



1 関門海峡通峡のための運航マニュアルの改正について

- (1) 事故当時、護衛艦「くらま」は国際VHF（16ch）を傍受し、また関門マーチスに通峡時の通報を行っていたが、より積極的に国際VHFや関門マーチス、さらにはAISを十分に活用していれば、周辺状況を早期に把握できていた可能性がある。

このことから、より安全な航行に配慮できるよう、通航時の安全な速力、通航船舶の動静把握のためのAISの使用、VHF通信の傍受及び関門マーチスの利用について「内海航行参考」や狭水道通峡関連の規則類等に盛り込むよう検討中である。

- (2) 海の難所と言われる関門港関門航路、特に早鞆瀬戸水路付近で護衛艦が使用する「安全な速力」については、自艦の運動性能、航行船舶の輻輳状況、潮流、岸壁との距離等を十分に勘案し、選択する必要があり、かかる認識を各艦に徹底させる。

2 AISの取り扱い

AISの使用に関し、秘匿性を重視する海自艦艇の特性上、事故当時は、送信運用を認めておらず、通峡の際、AISによる自艦の位置の送信等を行っていなかった。

事故後は、艦艇の安全航行の観点から、AISの運用方針を見直し、船舶の往来が多い海域又はそれが予想される海域を航行する場合等、保全に留意しつつ、必要に応じ、AISを送受信運用できる旨の運用方針を各部隊に通知し、AISの送信機能も23年3月末から順次、付加しているところである。

今後、適切なAISの使用法について「内海航行参考」や狭水道通峡関連の規則類等を通じ定着を図る所存である。